

# 積算内訳書における労務費等の内訳明示について(試行)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入契法」という。)が改正(R7年12月12日施行)され、積算内訳書における労務費等の内訳明示が義務化されました。つきましては、本市発注工事においても、令和8年4月1日から以下のとおり試行運用を行います。

## 1. 概要

- ・現在、本市が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする者は、入札書提出時に「積算内訳書」を提出する必要があります。
- ・入契法の改正に伴い、『法定福利費の事業主負担分』に加え、新たに『材料費』、『労務費』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の4項目を「積算内訳書」に内訳明示する必要があります。(計5項目を内訳書内に追加する。)

※令和7年度まで『法定福利費の事業主負担分』は、「積算内訳書」の枠外に項目欄を設けていました。

### <参考>積算内訳書 項目追加様式

※国交省の資料を引用。

〇〇殿						令和 年 月 日
						住所
						商号又は名称
						代表者 氏名
<b>積 算 内 訳 書</b>						
工事名：〇〇〇〇工事						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	
道路改良		式	1			
道路土工		式	1			
掘削工		式	1			
掘削		m3	10,000			
...		...				
直接工事費		式	1			
うち材料費★		式	1			
うち労務費★		式	1			
共通仮設費		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
純工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
うち法定福利費の事業主負担額★		式	1			
うち建退共制度の掛金★		式	1			
工事原価		式	1			
うち安全衛生経費★		式	1			
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税相当額		式	1			
工事費計		式	1			

## 2. 対象

- ・令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う全ての工事から試行運用する予定です。
  - (1) 試行運用の期間は1年間を予定しています。
  - (2) 『材料費』、『労務費』、『法定福利費の事業主負担分』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の5項目が内訳明示されなかった場合、試行運用の期間は入札無効としません。
  - (3) 随意契約により発注する工事は対象外です。